

質疑・回答書

告示番号		第235号	件 名	豊中市立福祉会館、豊中市桜塚会館、豊中市立母子父子福祉センター改築工事設計委託
No	質疑事項			回 答
1	委託概要書 12.その他追記事項 『成果品は、書類及び電子納品とする。図面は原図、PDF及びCADデータ(使用CADデータおよびDXF形式)とする。』と示されておりますが、解体工事設計図については、TIFFデータ又はPDFデータをCADデータ上に貼り付けて作成するものでよいと理解すればよろしいでしょうか。			委託概要書 12.その他追記事項に記載の通り、原則、データ貼り付け等の第2原図は認めません。CADソフトで新規作成するものとします。
2	委託概要書 12.その他追記事項 『当委託業務は、一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士等、有資格者の中から専任すること。』と示されておりますが、有資格者としなければならない者は、管理技術者及び各分野(総合、構造、電気設備、機械設備)の主任技術者と理解すればよろしいでしょうか。資格に一級建築士、建築設備士、一級管工事施工管理技士等とありますが、「等」とあるので、その他の資格でもよろしいのでしょうか。それぞれの技術者に必要な資格があれば、お示ください。また、『専任』とはどのような状態と解釈すればよろしいでしょうか。			「有資格者としなければならない者」は、委託業務を行う上で、資格の制限がかかる業務を遂行する者を指します。「等」は、当委託業務を進める上で必要となる資格を指します。「専任」は「選任」の誤植です。
3	委託概要書 12.その他追記事項 『本設計委託・工事は補助申請対象事業である。』と示されておりますが、補助申請に必要な資料の作成等も本設計委託に含まれるものと理解すればよろしいでしょうか。また、その場合、業務量を想定するための資料があればお示ください。			補助申請に必要な資料の作成等は本委託に含むものとし、資料作成等業務については概算工事費内訳書等の添付資料作成とします。
4	委託概要書 別紙 豊中市立母子父子福祉センターの敷地条件の中で、『※一部民間運営用駐車場(435㎡程度)として確保すること。』と示されておりますが、この駐車場部分の設計は、本設計委託の範囲外と理解すればよろしいでしょうか。			駐車機械設備以外の設計は本委託に含みます。
5	建築工事設計要領(P2) 3-9.設計変更、追加工事 『設計完了後といえども、現場で設計の変更が生じたとき、及び工事予算残額をもって追加工事の必要が生じたとき、指示があれば原則、受注者は無償で設計変更、追加設計を行うこと。』と示されておりますが、設計変更及び追加設計の業務量が想定できないため、適切に業務費を見積ることが出来ません。業務量の想定が可能な具体的な資料をお示しいただくか、設計変更及び追加設計を本設計委託の範囲外としてください。			設計完了時、設計による瑕疵が生じた場合、無償で設計変更及び追加設計を行うことを指します。